

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者職業生活相談員の選任について

障害者の雇用の促進等に関する法律第79条に基づく、障害者職業生活相談員を下記のとおり選任しました。

### 記

#### ○障害者職業生活相談員

総務部職員課労働安全衛生担当主査 金築 宏美

#### ○障害者職業生活相談員の役割

障がい者の職業生活全般についての相談、指導

- ・障がい者の適職の選定、能力の開発向上等障がい者が従事する職務の内容に関すること
- ・障がい者の障がいに応じた施設設備の改善等作業環境の整備に関すること
- ・労働条件や職場の人間関係等障がい者の職場生活に関すること
- ・障がい者の余暇活動に関すること
- ・その他障がい者の職場適応の向上に関すること

#### その他

#### ○障害者雇用推進者

障害者の雇用の促進等に関する法律第78条に基づく、障害者雇用推進者には、総務部職員課長が選任されています。